

ID: 191

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体等の規約の認証
法令名 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第5条
法令番号	昭和53年法律第80号
【根拠条文】 (認証) 第5条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。 (1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。 イ 名称 ロ 目的及び業務 ハ 主たる事務所の所在地 ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項 ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項 ヘ 理事その他の役員に関する事項 ト 業務執行、会議及び投票に関する事項 チ 経費及び会計に関する事項 リ 規約の変更に関する事項 ヌ 解散に関する事項 (2) 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。 (3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることとされていること。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	60日
備考	

設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID: 244

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	職員団体の登録
法令名称 根拠条項	地方公務員法 第53条第5項
法令番号	昭和25年法律第261号
【根拠条文】 (職員団体の登録) 第53条 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 名称 (2) 目的及び業務 (3) 主たる事務所の所在地 (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定 (5) 理事その他の役員に関する規定 (6) 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定 (7) 経費及び会計に関する規定 (8) 他の職員団体との連合に関する規定 (9) 規約の変更に関する規定 (10) 解散に関する規定 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。	

【基準】

根拠条文及びその他条例の定めによる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日